

お客様各位

2019年8月9日

福井コンピュータシステム株式会社
セールス&サポート部
TEL 095-856-3115

消費税改定に関するお知らせ

この度「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な価格を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（以下、「改正法」）が成立し、消費税増税が正式に発表されました。

2019年10月1日以降は、消費税が現行の8%から10%に引き上げられます。

これに伴う弊社における消費税等の取り扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

— 記 —

改正法により、2019年10月1日以降に弊社が提供する商品・サービス等にかかる消費税率は10%となります。

つきましては、納品日が2019年10月1日以降のものにつきましては、新税率10%適用でのご請求とさせていただきます。

御見積書の金額が現行の8%で記載されておりましたも、納品日が2019年10月1日以降となる場合は、新税率10%を適用してのご請求とさせていただくこととなります。

誠に恐れ入りますが、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、セールス&サポート部 までお問い合わせください。